7月予定！

今さら聞けない!? 参議院選挙の仕組み

参議院選挙には、選挙区選挙と比例代表選挙があることを知っていますか?
投票に行く前に、その仕組みを理解しておきましょう。

参議院議員の任期・定数

任　期	6年（3年に1度、定数の半数を改選）
定　数	248（選挙区148／比例代表100）

1回の選挙あたりの改選数124

比例代表 50	選挙区 74
選挙運動期間	公示から投票日の前日までの期間で少なくとも17日間

比例代表選挙

候補者氏名または**政党名（政治団体名）**を記入。

2枚目の投票用紙

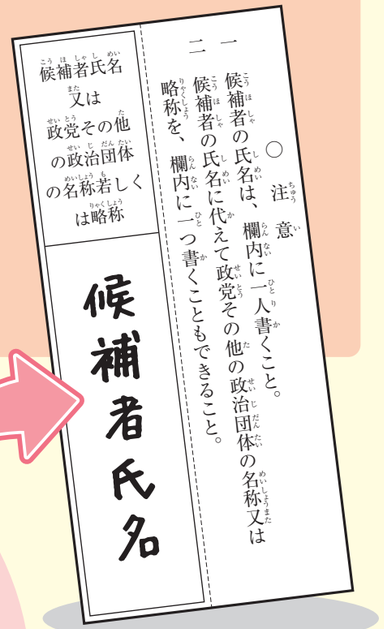

選挙区　全国を1つの単位として実施

定数　50

結果　①候補者氏名と政党名の投票を合算した得票数に応じて各政党に議席数を配分
②各政党に配分された議席数の中で、得票数の最も多かった候補者から順次当選者を決定

※2018年7月の改正公職選挙法により、政党が優先的に当選する候補者をあらかじめ定めることができる「特定枠」が設けられました。

比例代表選挙では…
私たちの声を国政に届けるためには、働く者・生活者の立場に立つ**「候補者氏名」**を書くことが大事です!

選挙区選挙

1枚目の投票用紙　各都道府県選挙区の**候補者氏名**を記入。

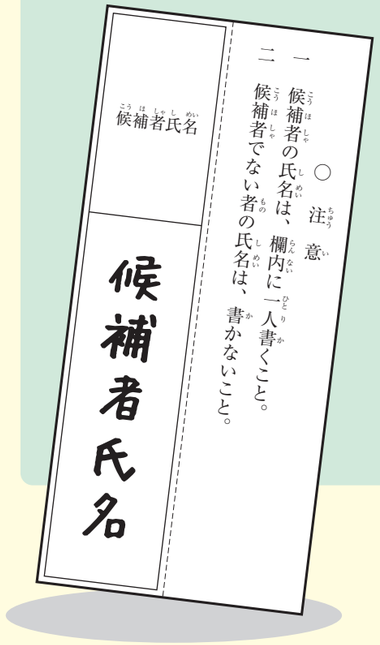

選挙区　基本的に各都道府県を1選挙区として実施
（鳥取県・島根県、徳島県・高知県は、2県で1つの選挙区）

定数　74
各選挙区で1～6の定数
※補選等との同時実施により定数が変更となる場合があります。

結果　各選挙区の定数にあわせて、得票数の最も多い候補者から順次当選者が決まる。